

通所介護事業所を開設予定のみなさまへ

介護保険法に基づく通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか「消火設備その他非常災害に際して必要な設備」の設置が必要です。（都条例第101条）

この「消火設備その他非常災害に際して必要な設備」とは、消防法その他法令等に規定された設備を示しており、それらの設備を確実に設置しなければなりません。（都条例施行要領2の（3））

消防法においては、火災の早期発見、通報、初期消火、迅速かつ安全な避難を行わせるため、建物の用途、面積により消火器や自動火災報知設備等の消防用設備の設置が義務づけられております。詳細については最寄の消防署にお問い合わせください。消防法上の手続き（防火対象物使用開始届等）を確認し、手続きが必要な場合は、原則として申請時までには手続きを完了させる必要があります。

建築基準法では、建物の用途により防火、避難関係の規定が異なります。

通所介護事業所の開設にあたっては、当該建物が建築基準法に定める要件を備える建物であるかを、建築基準法を所管する部署に必ずご確認ください。建築基準法上の手続き（用途変更等）が必要な場合は、原則として申請時までには手続きを完了させる必要があります。

特に、民家を借上げるなど既存の戸建て住宅を利用して、通所介護事業所（自主事業としての宿泊サービスの有無に拘らず）を開設する場合には、個別の行政指導が必要なことも想定されますので、それぞれの窓口で必ずご相談ください。

関係機関窓口案内

（建築基準法の相談窓口：<http://www.toshiseibi.metro.tokyo.jp/kenchiku/kijun/kaisei.htm>）

（消防相談・案内一覧：<http://www.tfd.metro.tokyo.jp/conf01.htm>）

通所介護(デイサービス)事業所として 民家を借上げる場合の注意点

その物件が、通所介護(デイサービス)の事業を行うに当たり建築基準法、消防法、都市計画法の要件を満たす物件であるのか。

最近では、貸主や地域住民との間でトラブルとなるケースも散見されます。

⇒ 貸主、不動産業者に必ずご確認ください。



東京都福祉保健局高齢社会対策部介護保険課

〔（公財）東京都福祉保健財団事業者支援部事業者指定室〕